

ケミトックス 環境ニュース (Vol. 27)

2011年12月27日
株式会社ケミトックス
中山紘一
高橋珠江

施行された EU の RoHS 指令のその後

「改正 RoHS(=拡大 RoHS)指令 (2011/65/EU)」が決着へ

今回が本年最後の環境ニュースとなります。本年も大変お世話になりました。来年もよろしくお願いたします。

さて、今回は改正 RoHS に関しお知らせいたします。

EU の RoHS 指令は、様々な国に影響をおよぼしました。環境対応には、大きな温度差のあったアメリカもオバマ政権になってから環境を重視するような方針を掲げ大きく方向転換をしました。

アメリカでは、カリフォルニア州版の RoHS が、2007年7月から施行されています。そして連邦法の RoHS が検討されていることも以前に紹介致しました。

このように欧州から始まった RoHS 指令は、日本、中国、韓国、タイ、アルゼンチン、トルコ、インドなどの各国に影響を及ぼし、温度差のあったアメリカまで揺り動かすほどの影響を与えたと言っても過言ではないかと思われます。RoHS 指令は有害物質の使用制限に関しての一種のデファクトスタンダードになりました。

さて、このように影響を及ぼした EU の RoHS 指令に関して、今一度、振り返ってみたいと思います。EU の改正 RoHS 指令 (拡大 RoHS 指令とも言われ、欧米では RoHS2 と呼ばれています)として、6 物質 (鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE)以外の規制物質の追加案が検討され、最終的には、4 物質 (HBCD、DHEP、BBP、DBP)が候補となり、2008年12月3日に改正案が公表されました。

また、RoHS 指令の対象とするカテゴリに関しては、カテゴリ8 (医療機器)とカテゴリ9 (監視・制御機器)は、今までは RoHS 指令の対象ではなく、除外されていました。(電気・電子機器の廃棄指令の WEEE 指令は全カテゴリが対象となっていましたので混同しないように注意が必要です。)

2008年12月3日に公表された改正案としてカテゴリ8 (医療機器)とカテゴリ9 (監視・制御機器)について対象とする RoHS 指令の拡大案が公表され、さらに EU の RoHS 指令では、マークの表示義務はありませんが、検討された「改正 RoHS 指令 (拡大 RoHS 指令)」では、CE マークを貼付することが提案されました。

その後、さらに添付表1に示すように2009年10月21日の欧州議会で、2008年12月3日の追加案に対して、さらに修正案として14物質を追加とする案が検討され、拡大 RoHS の拡大案が提案されました。この修正案は、産業界に大きなインパクトを与え、この修正案をさらに修正する案として「ナノ銀」、「ナノチューブ」を対象とする案が示され、さらに産業界に混乱を来たすような結果となりました。

また、10のカテゴリに含まれない電気・電子機器に対して新たにカテゴリ11を追加することによって、全ての電気・電子機器を対象とする案が2009年12月14日に提案され、2019年7月22日から実施する案が示されました。

表 1 拡大 RoHS の追加4物質の修正案 (4→7+7 物質)

2008-12-03 (4物質の追加案)		2009-10-22 (既存6物質+14物質の追加案)					
附属書Ⅲ		附属書Ⅲ		附属書Ⅳ			
物質名		物質名		Part A	Part B		
				物質名	閾値	物質名	閾値
		ヒ素	鉛(Pb)	1,000 ppm	臭素系難燃剤	1,000 ppm	
		ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	ベリリウムとその化合物	水銀(Hg)	1,000 ppm	塩素系難燃剤	1,000 ppm
			三酸化アンチモン	カドミウム(Cd)	1,000 ppm	ポリ塩化ビニル(PVC)	1,000 ppm
			三酸化ニッケル	六価クロム(Cr6+)	1,000 ppm	塩素系可塑剤	1,000 ppm
		フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	ビスフェノールA	ポリ臭化ビフェニル(PBB)	1,000 ppm	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	1,000 ppm
		フタル酸ブチルベンジル(BBP)	臭素系難燃剤以外の有機臭素化合物	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	1,000 ppm	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1,000 ppm
		フタル酸ジブチル(DBP)	塩素系難燃剤または塩素系可塑剤以外の有機塩素化合物			フタル酸ジブチル(DBP)	1,000 ppm

修正案が議会の環境委員会内で検討された結果、欧州議会と欧州理事会の政治的合意に至り、2011年7月1日付官報にて**改正 RoHS 指令 (2011/65/EU)**を公布しました。改正 RoHS 指令は公布から20日後の2011年7月21日に施行されました。

改正 RoHS 指令が決着されるまでに紆余曲折がありましたが、追加する物質はなく、今まで通りの6物質のままとりました。そして、以下の点が修正案に新たに盛り込まれた上、決定されました。

1. 改正 RoHS 指令が2011年7月にEU官報で公布されたので各加盟国は、遅くとも18カ月後の2013年1月2日までに改正 RoHS 指令 (2011/65/EU)を国内法化する必要がある
2. 対象製品が拡大され、医療機器(カテゴリ-8)、監視及び制御機器(カテゴリ-9)が RoHS 指令の対象に組み込まれた
3. 医療機器は法施行3年後の2014年7月22日以降に上市するものから適用される
4. 医療機器の中で体外診断用医療機器は法施行5年後の2016年7月22日以降に上市するものから適用される
5. 産業用以外の監視及び制御機器は法施行3年後の2014年7月22日以降に上市するものから適用され、工業・産業用(Industrial)監視及び制御機器は法施行6年後の2017年7月22日以降に上市するものから適用される
6. カテゴリ-8 & 9 用の適用除外用途リストが規定され、最大有効期限(7年)も合わせて規定された
7. 禁止物質はこれまで同様に6物質が規定され、3年後を目処に追加物質が検討される
8. RoHS 指令適合製品は CE マーキング貼付、適合宣言書及び技術文書の作成・保管が義務付けられた
9. 今までカテゴリ-1~10 までに含まれない電気・電子機器をカテゴリ-11で対象とし、法施行後の8年後の2019年7月22日以降に上市するものから適用される
10. 改訂前の旧指令(2002/95/EC)の2013年1月3日以降、新指令(2011/65/EU)に置き換わり廃止される(それまでは2002/95/ECが有効である)

以上の改正点に関して適用される日程を体系化すると表 2 のようになります。

表 2 改正 RoHS 指令の適用時期一覧

分類	項目		WEEE	RoHS
1	大型家庭用電気製品		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
2	小型家庭用電気製品		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
3	IT および遠隔通信機器		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
4	民生用機器		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
5	照明装置		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
6	電動工具		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
7	玩具		2005-08-23 より適用	2006-07-01 より適用
8	医療用機器	照射線療法機器、心電図測定器、透析装置、人工呼吸器などの医療機器	2005-08-23 より適用	2014-07-22 より適用
		体外診断用医療機器 (IVD)	2005-08-23 より適用	2016-07-22 より適用
9	監視および制御機器	監視および制御機器	2005-08-23 より適用	2014-07-22 より適用
		工業・産業用 (Industrial) 監視および制御機器	2005-08-23 より適用	2017-07-22 より適用
10	自動販売機		2005-08-23 より適用	2006-07-22 より適用
11	その他の電気・電子機器 (分類 1~10 に分類されない電気・電子機器)		2019-07-22 より適用	